

久喜市国民健康保険特定保健指導（令和7・8年度健診対象者）業務委託 仕様書

この特記仕様書は業務の履行に係る条件を示すものであり、久喜市は、受注者に対し、この特記仕様書に基づく業務を委託する。

1. 件名

久喜市国民健康保険特定保健指導（令和7・8年度健診対象者）業務委託

2. 業務概要

内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康な生活を維持し、生活習慣病を予防することを目的とする。高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月28日厚生労働省令第157号）」第6条、第7条、第8条に定めるところにより、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要があるものに対して、特定保健指導の動機付け支援及び積極的支援を行う。

3. 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

ただし、法定報告があることから、各年度の翌年9月上旬までに全ての保健指導参加者の最終評価と、埼玉県国民健康保険団体連合会へ電子データが送付できるように終了させること。

4. 履行場所

久喜市本町5-10-47 久喜市中央保健センター他（※）

※中央保健センター、栗橋保健センター、菖蒲保健センター、鷲宮保健センター、久喜市役所本庁舎、菖蒲行政センター、栗橋行政センター、鷲宮行政センター

5. 対象者

各年度の久喜市国民健康保険特定健康診査の結果による保健指導対象者の選定・階層化で、動機付け支援又は積極的支援と判定された者

特定保健指導実施予定者数

年 度	区 分	対象者数	予定人数	予定人数内訳	
				会場型	ICT 型
令和 7年度	動機付け支援	800人	240人	220人	20人
	積極的支援	200人	60人	55人	5人
令和 8年度	動機付け支援	800人	240人	220人	20人
	積極的支援	200人	60人	55人	5人

6. 業務内容

(1) 特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）に関する基本的事項

特定保健指導の内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」に基づくものとする。なお、実施にあたっては、特定保健指導の実施率を向上できるよう取り組むこと。

ア 実施期間

初回面接から実績評価終了まで

イ 実施日時、実施場所

原則、久喜市役所の平日開庁日（月～金曜日）の開庁時間（8時45分から16時30分）とし、市が指定する場所で実施する。ただし、指導対象者から休日実施の希望があった場合は、日曜開庁日のみ、久喜市役所本庁舎を会場として実施する。

また、遠隔面接実施の場合は、通信環境が整っている場所とする。

ウ 動機付け支援プログラムの内容

- (a) 動機付け支援対象者が、自身の健康状態、生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。
- (b) 支援内容は、**初回面接**による支援を行い、初回面接から3か月以上経過後に**実績評価**を行う。
- (c) 初回面接は、1人当たり20分以上の個別面接とする。なお、支援に係るアンケートの記入等の時間は面接時間に含めない。また、情報通信技術（ICT）を活用した初回面接を実施する場合は、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」の「2-10 情報通信技術を活用した特定保健指導について」に基づき実施すること。
- (d) 保健指導対象者のモチベーション維持と脱落防止のため、市が企画・実施する継続的な支援（運動指導、栄養指導）プログラムを動機付け支援対象者に案内し、参加希望があった場合、参加の日時と会場を確認の上、市へ参加者の報告をする。
- (e) 実績評価は、面接又は通信（電話又は電子メール、FAX、手紙、チャット等（以下「電子メール等」という。））を利用して実施すること。なお、電子メール等を利用する場合は、受注者から動機付け支援対象者への一方向ではなく、双方向のやりとりを行い、評価に必要な情報を得ることとする。

エ 積極的支援プログラムの内容

- (a) 積極的支援対象者が、自身の健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚して生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とし、身体状況及び生活習慣の改善を重視して支援を行うこと。
- (b) 支援内容は、**初回面接**による支援を行い、その後、3か月以上の**継続的な支援**を行う。また、初回面接から3か月以上経過後に**実績評価**を行う。
- (c) 特定健康診査の結果及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援、実績評価を行うこととする。
- (d) 初回面接は、1人当たり20分以上の個別面接とする。なお、支援に係るアン

ケートの記入等の時間は面接時間に含めない。また、情報通信技術（ICT）を活用した初回面接や継続的な支援を実施する場合は、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」の「2-10 情報通信技術を活用した特定保健指導について」に基づき実施すること。

- (e) 3か月以上の継続的な支援の具体的内容については、アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施することを条件とする（別紙1参照）。

また、継続的な支援は、個別支援、グループ支援、電話、電子メール等のいずれか、若しくはいくつかを組み合わせることで実施することとなるため、初回面接の際、適切な支援計画を立案し、積極的支援対象者と確認の上、支援を行うこととする。なお、市が企画・実施する継続的な支援（運動指導、栄養指導）プログラムを積極的支援対象者に案内し、参加希望があった場合、参加の日時と会場を確認の上、市へ参加者の報告をする。

- (f) 実績評価は、面接又は通信（電話又は電子メール等）を利用して実施すること。なお、電子メール等を利用する場合は、受注者から積極的支援対象者への一方向ではなく、双方向のやりとりを行い、評価に必要な情報を得ることとする。

(2) 特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の実施内容

- ア 保健指導対象者への案内通知及び案内封筒の作成は、受注者が文言及びデザインを提案し、市との協議により決定する。なお、通知等の内容については保健指導対象者の参加意欲を向上させるものとし、発送は市が行う。
- イ 保健指導対象者からの申込受付、予約管理については受注者が行う。保健指導の日時及び場所が決定したら、速やかに市と情報共有を図ること。なお、決定後により日時、会場、参加者等の変更があった際も同様に対応すること。
- ウ 特定保健指導実施当日の受付、会場設営、撤収、当日のプログラムの進行を行うこと。
- エ 特定保健指導に必要な指導教材、資料、備品、消耗品を用意すること。なお、指導教材の選定は、事前に市と十分に協議すること。
- オ 保健指導対象者の健診結果、健康状態、生活状況、生活習慣等をアセスメントし、その結果から参加者の解決すべき課題を明確にし、個別目標の設定をすること。
- カ 個別目標が達成できるよう参加者の行動目標、支援計画を作成すること。
- キ 参加者へ個別支援プログラムの実施、生活習慣改善に向けた知識、技術に関する情報を提供すること。
- ク 参加者が継続しやすいプログラムとなるよう工夫し、参加者の行動計画の進捗状況に関する支援を行うこと。
- ケ 参加者が体重、腹囲、運動の生活習慣の記録等のセルフケアチェックができる指導内容とすること。
- コ 特定保健指導の評価について、身体計測値の他に、食生活の改善、運動習慣の改善、喫煙習慣の改善、休養習慣の改善、その他生活習慣の改善等を客観的に評価できるようにしておくこと。

- サ 天候や交通事情等により、やむを得ず面接等を実施できなかった場合は、契約期間内に日程を変更して実施すること。
- シ 参加者からの問い合わせに対する相談窓口を設置すること。
- ス 支援過程で作成する生活記録等の情報管理を行うこと。
- セ 各年度末までに事業評価及び事業実施完了報告書を作成すること。
- ソ その他、事業を効果的に行うために必要な業務を行うこと。

(3) 脱落防止のための働きかけ

- ア 参加者が保健指導を中断することが無いよう、保健指導の必要性や実施計画について納得していただく説明をするとともに、適切なアプローチを行うこと。
- イ 何らかの理由により保健指導を中断した場合は、できる限りその理由を聴き取りし、明確にしておくこと。
- ウ 保健指導を中断した者へは、生活習慣改善に向けた知識、技術に関する情報を提供すること。
- エ 特に、辞退者が最も多い開始直後の1か月間は、連絡の機会を増やすようなプログラムとすること。

(4) 脱落（候補）者報告等

- ア 脱落候補者については、事前に市へ連絡すること。
- イ 脱落候補者へ脱落認定の通知を行うこと。
- ウ 脱落者が確定した際は、速やかに市へ連絡すること。

(5) 事業の評価及び報告等について

- ア 「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」に基づき、初回面接から3か月以上経過後に最終評価を行う。その結果については、参加者へは電子メール等で、市へは書面で報告すること。
- イ 各プログラム終了後には、効果、継続性、波及効果、経済性に基づく事業分析を行い、年度末にとりまとめのうえ事業実施完了報告書を作成し、市へ提出すること。
- ウ 毎月の進捗状況を、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づき、電子データで市に提出すること。
- エ 必要に応じて、保健指導を総括する保健師や管理栄養士を交えた連絡会議等を開催すること。
- オ 参加者に対する最終評価に際し、電話または電子メール等による2回以上の督促を行ったにもかかわらず、確認が取れず評価できない場合は、督促の実施記録を保存し「最終評価ができない場合の確認回数」の提出をもって終了とすること。
- カ 効果測定を適切に行い、事業評価の客観性を高めること。
- キ 年度中の保健指導対象者について、参加者・不参加者の分析をすること。

7. 成果品

契約期間中に、当該業務委託に係る成果品を紙媒体及び電子データ（CD-R等）

で市に納品する。

8. 委託料の請求

- (1) 委託料は、初回面接、継続的な支援及び実績評価が終了した後、それぞれの終了人数に実施項目ごとの単価を乗じて算出された金額に消費税を加えた合計金額を支払うものとする。
- (2) 委託料を出来高払いで請求する場合、受注者は、初回面接、継続的な支援及び実績評価が終了した後、遅滞なく実施人数、実施内容、結果等を取りまとめて、翌月10日までに市へ中間報告書を提出する。また、市による完了検査報告後に、請求書を作成し市へ提出するものとする。

9. モニタリングへの協力

事業内容の確認のために、必要に応じて発注者によるモニタリング等に対応すること。

10. 事故への対応

- (1) プログラム実施中の参加者の事故防止に努めること。
- (2) 事故等の責任及び損害賠償等は受注者に帰属する。また、受注者は事故やトラブルが生じたときには、適切な措置を講じるとともに、直ちに市へ報告しなければならない。
- (3) 事故等が発生した場合を想定して、賠償責任保険、傷害保険等に参加すること。

11. 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、市の定める「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」等を遵守するものとする。

12. 留意事項

- (1) 国が示した「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」に則した特定保健指導が実施でき、手引きの「特定保健指導の外部委託に関する基準」に記載のあるアウトソーシングの基準を満たしていること。
- (2) 保健指導期間中、医療が必要な者に対しては受診を勧奨すること。
- (3) 保健指導実施の際には、市の健康教室への案内をするとともに、必要に応じて市の相談窓口に関する情報提供を行うこと。なお、商品等の勧誘・販売は行わないこと。

13. その他

本仕様書に記載のない事項については、市と受注者が協議の上、決定する。

別紙 1

特定保健指導表

【動機付け支援】

	時期	支援形態	支援時間	支援者
初回面接	—	個別支援 (ICT活用支援含む)	20分以上	保健師 管理栄養士
実績評価	3か月以上	面接又は通信 (電話又は電子メール等)	—	保健師 管理栄養士

【積極的支援】

	時期 (※1)	支援形態	支援時間	支援者
初回面接	—	個別支援 (ICT活用支援含む)	20分以上	保健師 管理栄養士
継続的な支援	3か月以上	個別支援 (ICT活用支援含む)、グループ支援、電話、電子メール等いずれか若しくはいくつかを組み合わせる	—	保健師 管理栄養士
実績評価	3か月以上	面接又は通信 (電話又は電子メール等)	—	保健師 管理栄養士

※1 アウトカム評価が達成した場合は終了とすることも可能とする。

継続的な支援のポイント構成

アウトカム評価	腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0kg 以上減少 (※2)		180 P
	腹囲 1.0cm 以上かつ体重 1.0kg 以上減少		20 P
	食習慣の改善		20 P
	運動習慣の改善		20 P
	喫煙習慣の改善 (禁煙)		30 P
	休養習慣の改善		20 P
	その他の生活習慣の改善		20 P
プロセス評価	支援種別	個別支援 (ICT活用支援含む)	支援 1 回当たり 70 P 支援 1 回当たり最低 10 分間以上
		グループ支援	支援 1 回当たり 70 P 支援 1 回当たり最低 40 分間以上
		電話	支援 1 回当たり 30 P 支援 1 回当たり最低 5 分間以上
		電子メール等	支援 1 往復当たり 30 P

※2 当該年度の特定健康診査の結果に比べて腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0kg 以上減少している場合 (又は当該年度の健康診査時体重の値に、0.024 を乗じた体重 (kg) 以上かつ同体重 (kg) と同じ値の腹囲 (cm) 以上減少している場合)